


所管部課	子ども生活部市民生活課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市消費生活センター条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例 規則 部課 機関				
1. 要旨 (1) 目的 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、行政機関としての消費生活センターの組織、運営等に関して必要な事項について規定するため、「東大和市消費生活センター条例」を制定するものである。 現在行っている消費生活相談等の事務は、法第10条第2項に定める「消費生活センター」の要件に該当しており、当該施設または機関を設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌した条例を定めることと規定されている。 (2) 主な内容 ①消費生活センターの名称及び位置 ②消費生活センターの事業内容 ③消費生活センターの事業の実施日等 ④法施行規則に規定する要件を備える消費生活相談員の配置 ⑤消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理 (3) 施行日 平成28年4月1日 (4) 影響及び効果 条例の制定に伴い、消費生活相談の実施及び消費生活相談員の職等が明確に位置付けられ、消費生活相談体制の強化が図られる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 平成28年第1回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。